附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（決算関係書類等の記載事項等に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の商品先物取引法施行規則（以下「新規則」という。）第十四条第三項第一号及び第四号ニ、第十五条第二項第一号及び第二号ニ並びに第十六条の七の規定は、平成三十年四月一日以後開始し、又は開始した事業年度に係る商品先物取引法第六十六条第一項に規定する決算関係書類等について適用し、同日前に開始した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成三十年三月三十一日以後最初に終了し、又は終了した事業年度に係るものについては、新規則の規定を適用することができる。

（業務又は財産の状況に関する報告書の提出に関する経過措置）

第三条　新規則別紙様式第十二号1．⑴は、平成三十年四月一日以後開始し、又は開始した事業年度に係る新規則第百十七条第一項第一号に掲げる書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成三十年三月三十一日以後最初に終了し、又は終了した事業年度に係るものについては、新規則様式第十二号1．⑴を適用することができる。

○経済産業省令第二十八号

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二十三条の規定に基づき、商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月十四日

経済産業大臣　世耕　弘成

商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部を改正する省令

商品投資顧問業者の業務に関する省令（平成四年通商産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前	
様式第二号（第十一条第一項関係） Ⅰ　［略］ Ⅱ　財産の状況（貸借対照表） ［略］	**様式第二号**（第十一条第一項関係） Ⅰ　［略］ Ⅱ　財産の状況（貸借対照表） ［略］	
資産の部	資産の部	
科目 / 当期 千円 / 前期 千円	科目 / 当期 千円 / 前期 千円	
流動資産 / ［略］ / ［略］	流動資産 / ［略］ / ［略］	
［削る］ / ［削る］ / ［削る］	繰延税金資産 /	
短期貸付金 / ［略］ / ［略］	短期貸付金 / ［略］ / ［略］	
［略］ / ［略］ / ［略］	［略］ / ［略］ / ［略］	
負債の部	負債の部	
科目 / 当期 千円 / 前期 千円	科目 / 当期 千円 / 前期 千円	
流動負債 / ［略］ / ［略］	流動負債 / ［略］ / ［略］	
未払法人税等 / ［略］ / ［略］	未払法人税等 / ［略］ / ［略］	
［削る］ / ［削る］ / ［削る］	繰延税金負債 /	
［略］ / ［略］ / ［略］	［略］ / ［略］ / ［略］	
［略］	［略］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（業務及び財産の状況を記載した書類の閲覧等に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の商品投資顧問業者の業務に関する省令（以下「新規則」という。）別紙様式第二号は、平成三十年四月一日以後開始し、又は開始した事業年度に係る新規則第十一条第一項に掲げる書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成三十年三月三十一日以後最初に終了し、又は終了した事業年度に係るものについては、新規則別紙様式第二号を適用することができる。